



不妊治療の助成金について

令和3年1月1日

医療法人社団サンタクルス

理事長 吉田 昌弘

不妊治療の保険適用を検討し、保険適用までの間は体外受精・顕微授精を行う方への助成金の支援が拡充されると厚生労働省から発表されました。

現行の支援制度	支援拡充後
① 所得制限 730万円未満(夫婦合算)	→撤廃
② 助成額 1回15万円か7.5万円(初回のみ30万円)	→1回30万円か10万円(*1)
③ 助成回数 生涯で通算6回まで (40歳以上43歳未満は3回)	→1子ごと6回まで(40歳以上43歳未満は3回)
④ 対象年齢 妻の年齢が43歳未満	→変更せず(*2)

*1 ①新鮮胚移植を実施

②採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施

③体調不良等により移植のめどが立たず治療終了

④受精できず、または、胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止

→**助成額は1回30万円。**

① 以前に凍結した胚による胚移植を実施

② 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

→**助成額は1回10万円。**

*2 新型コロナウイルス感染防止の観点から一定期間治療を延期した場合、年齢要件を緩和 (令和2年4月1日～令和3年3月31日時点で治療が終了)

① 対象者治療期間初日の妻の年齢「43歳未満」→「44歳未満」

② 通算回数初 回助成時の治療期間初日の妻の年齢が40歳未満：6回(40歳以上：通算3回)

→初回助成時の治療期間初日の妻の年齢が41歳未満：6回

令和3年1月1日以降に治療が終了した方が対象になります。

詳しくはお住まいの自治体にお問い合わせいただくか、厚生労働省のHP”不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について”をご参照ください。

URL(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047270.html>)